

令和7年度 第1回掛川市立三笠幼稚園のあり方検討委員会 次第

日時：令和7年12月17日(水)19:00 から

場所：掛川市立三笠幼稚園1階遊戯室

1 開 会

2 あいさつ (部長)

3 委員の委嘱 (部長から代表者へ)

4 委員・事務局紹介 (P.2)

5 委員長・副委員長選任

6 委員長・副委員長あいさつ

7 報告事項

- (1) 掛川市立三笠幼稚園のあり方検討委員会について (P.3)
- (2) 三笠幼稚園の今後のあり方検討について (P.4～P.12)

8 協議事項

- (1) 三笠幼稚園のあり方検討について (意見交換)

※参考資料 (別冊)

- ・各施設マップ (別冊 P.1)
- ・公共施設再配置計画 (抜粋) (別冊 P.2～P.3)
- ・学校再編計画 (抜粋) (別冊 P.4)
- ・子どもにとって望ましい集団活動ができる規模について (別冊 P.5～P.6)
- ・かけがわ型架け橋カリキュラム (育ちと学びのジョイントブック抜粋) (別冊 P.7～P.8)
- ・(R6年度実施) R7年度0～2歳児保護者アンケート結果の概要 (別冊 P.9～P.12)

9 その他

第2回 令和8年2月 日 () 19:00 から (日程調整中)
掛川市立三笠幼稚園1階遊戯室

10 閉 会

掛川市三笠幼稚園のあり方検討委員会設置規程

(設置)

第1条 掛川市立三笠幼稚園（以下「三笠幼稚園」という。）の今後のあり方について検討するため、掛川市三笠幼稚園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三笠幼稚園の今後のあり方の検討に関すること。
- (2) 三笠幼稚園のあり方に関する提言及び報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 幼児教育に関し学識経験を有する者
- (2) 乳幼児の保護者
- (3) 関係地区の代表者
- (4) その他市長が指名する者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から第2条各号に掲げる事務の終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども希望部こども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年12月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。